

# 「高速ツアーバス安全運行協議会」の設置について

旅行業者と貸切バス事業者とが一体となった高速ツアーバスの運行の安全性向上への取り組みを促進するため、旅行業者が高速ツアーバス安全運行協議会を設置する。

## 構成員

- ①高速ツアーバスを企画実施する旅行業者（主宰者）
- ②高速ツアーバスの運行を行う貸切バス事業者
- ③その他の安全運行の確保に必要な関係者

## 主な活動内容

### ①自主的な安全確保対策の確立

法令遵守に加え、自主的な安全確保対策を確立する。  
 （例：交替運転者の配置、運行計画、休憩時間、安全な乗降場所、緊急時の連絡体制や被害者対応体制等）

### ②貸切バス事業者の営業所等の調査

旅行業者のスタッフが、貸切バス事業者の営業所等を訪問し、法令遵守状況や安全対策の実施状況を調査する。問題があった場合は改善を求めるとともに、所要の措置を講じる。

### ③乗降場所等での実地調査

旅行業者のスタッフが、ターミナル付近の乗降場やSA・PA等において、法令遵守状況等を抜き打ちで調査する。問題があった場合は改善を求めるとともに、所要の措置を講じる。

### ④報告

旅行業者は、協議会の活動状況を国又は都道府県に報告する。

## 安全運行協議会

高速ツアーバスを  
企画実施する旅行業者

常時運行を行う  
貸切バス事業者 A

常時運行を行う  
貸切バス事業者 B

常時運行を行う  
貸切バス事業者 C

繁忙期に運行を行う  
貸切バス事業者 D

繁忙期に運行を行う  
貸切バス事業者 E

その他の安全運行の確保に  
必要な関係者 F